

中学校・総合的な学習の時間

新学習指導要領により指導する。

1 指導計画作成上の配慮事項（解説P34～44参照）

- (1) 新設、もしくは現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の3点である。
 - ア 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。
 - イ 言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。
 - ウ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の4点である。
 - ア 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。
 - イ 他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
 - ウ 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
 - エ 道徳科などとの関連を考慮しながら、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについての配慮事項（解説P45～58参照）

- (1) 新設、もしくは現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の2点である。
 - ア 探究的な学習の過程において、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。
 - イ コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の7点である。
 - ア 各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
 - イ 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
 - ウ 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
 - エ 体験活動については、探究的な学習の過程に適切に位置付けること。
 - オ グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
 - カ 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館等の社会教育施設や社会教育関係団体等との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
 - キ 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。